

1月は「償却資産税申告書」・「給与支払報告書」・「法定調書」等、提出すべき書類が多く存在します。
お忙しいところ恐れ入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

NEWS LETTER

明けましておめでとうございます。弊所の決算は12月なのですが、毎月の月次決算が翌月2日には出来るため、もうすでに決算書ができています（1月6日時点）。
ここ2年間は新事業開発のための大きな投資（研修参加等）をしたため「利益は出ているが資金繰りはしんどい」というよくあるパターンに陥っていますが、毎月の数値管理を徹底しているため精神的な負担は特にありません。月次の数値管理の大切さを痛感しています。
私の一番大切な仕事である経営計画書の作成ももうすぐ完成です。今年はレベルの高い目標達成ができるように職員一同頑張ります。宜しくお願いします。

岡村 景明

実はよくわからない・・・103万円の壁とは??

社名変更のお知らせ

Message From Staff ～今年の一文字～

- | | |
|-----------|-----------|
| ■ 実りある一年に | ■ 未来のイメージ |
| ■ 成長の一年に | ■ 新たな取り組み |



毎年年末調整の時期になると、「103万円の壁」という言葉を耳にしませんか？

パートをされている方は、何となく年間のお給料が103万円を超えてはいけない！とお考えではないでしょうか。なぜ103万円に気をつけないといけないのか、103万円を超えるとどうなるのか、正しく見て行きましょう！！

家族と税



パート収入に関する税金

パート収入の税はどうなるの？



パート収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税及び復興特別所得税はかかりません。また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

パート収入に対する税

- パート収入は、通常、給与所得となります。
- 課税される所得は、パート収入から給与所得控除額(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となりますので、パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税及び復興特別所得税はかかりません。
- 住民税については、住民税(所得割)の非課税限度額が35万円ですので、パート収入が100万円以下でほかに所得がない場合は、住民税(所得割)はかかりません。

注:パート収入が100万円以下であっても、お住まいの市区町村によっては住民税(均等割)がかかる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

配偶者にパート収入がある場合

- 夫婦の一方Aが正社員で、もう一方Bがパートで働いている場合、夫婦が生計を一にしているなどの要件に当てはまれば、Aは配偶者控除又は配偶者特別控除のどちらかを受けることができます。

Bのパート収入が103万円以下	→	配偶者控除38万円
Bのパート収入が103万円超～141万円未満	→	配偶者特別控除(最高38万円)

注:配偶者特別控除は、Aの合計所得が1,000万円(給与の収入金額が約1,231万円)を超える年は受けることができません。

◎配偶者控除と配偶者特別控除の関係



配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38万円	—
103万円超 105万円未満	—	38万円
105万円以上 110万円未満	—	36万円
110万円以上 115万円未満	—	31万円
115万円以上 120万円未満	—	26万円
120万円以上 125万円未満	—	21万円
125万円以上 130万円未満	—	16万円
130万円以上 135万円未満	—	11万円
135万円以上 140万円未満	—	6万円
140万円以上 141万円未満	—	3万円
141万円以上	—	—

内職の場合はどうなるの？



内職などの収入に関する税金

内職などの収入が103万円以下でほかに所得がなければ、その方に所得税及び復興特別所得税はかかりません。また、その方の配偶者は配偶者控除を受けることができます。

- 内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得又は雑所得となります。ただし、次の①②のいずれにも当てはまる方については、パートの方とのバランスを図るため、必要経費が65万円に満たない場合は65万円(収入金額が限度です。)を必要経費として差し引くことができます。したがって、パートの方の場合と同様に、内職の収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税

及び復興特別所得税はかかりません。

- ①家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の方に対して継続して労務の提供をする方
 - ②事業所得及び雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない方
- また、配偶者控除や配偶者特別控除の適用についても、パートの方と同じ取扱いになります。

社名変更のお知らせ

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび平成 28 年 1 月 1 日をもって、

旧社名 株式会社フラス・アルファを株式会社ミライズと社名変更いたしました。

これまで税理士業務の付加業務を社業としてきましたが、今後 5 年間で経営計画の専門会社として、会計事務所とは個別独立した部隊に成長させていきたいと考えております。
社名につきましては、

①未来図（経営計画の専門会社として）

②未来 WITH（お客様と未来を共に）

③ME RISE（私たちも日々向上していく）

という思いを込めております。

つきましては、長年の御愛顧に感謝いたしますとともに、各位の御期待に沿うべく邁進努力いたします所存でございますので、何卒倍旧の御指導御鞭撻のほどお願い申し上げます。

敬具

平成 28 年 1 月吉日

株式会社ミライズ

神戸市灘区永手町 5 丁目 2-24-202

代表取締役 岡村景明

税務顧問先のお客様へ

現在岡村税理士事務所と税務顧問契約を締結していただいておりますお客様で、株式会社ミライズが取り扱う**経営計画**に関して、もっと詳しく内容を知りたいという御要望がございましたら、お気軽にスタッフまでお声掛けくださいませ！

数多くのサービスをご用意しておりますので、お客様のニーズに合ったサービスをご提案させていただきます。

また岡村税理士事務所も、これまで以上にお客様をあらゆる面からサポートできるようスタッフ一同力を合わせて頑張っております。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

岡村税理士事務所
スタッフ一同

ニュースレタークイズ!! 獅子舞は何匹いるでしょうか? 答えは右下へ



実りある一年に

今年は今の自分が知らないことをたくさん知る年にしたいと思います!

私は今年で入社10年目を迎えます。そんな節目の年に今一度初心に戻り、知らないから避けるのではなく、「知らないから知りたい!」とどん欲になっていきたいです。また1年に1回は知らない土地を訪れると良いと聞いたことがあります。今まで行ったことのない場所を旅行したいと、ただいま計画中です。たくさんを知り、実りある一年を過ごしたいと思います!



直江 美佳

未来のイメージ

プライベートで楽しむ為に、仕事に取り組み!

(▽ = ▽)

諸先輩方を少しでも楽に出来るように努め!

メ(▽*)

未来の自分が「あの時頑張ったから今めっ

ちゃ楽やわぁ! ラッキー♪、(▽)/」と言えるように学ぶ! φ(..)

そんな意味を込めてこの文字を選びました!!

12月の結果発表(ニュースレターのこの場所)で最高の結果を報告出来るように頑張ります(▽)



川端 優美

成長の一年に

自分の子どもたちの成長を見て、私も一回り大きく成長したいと感じました。上の子は小学校へ通い始め、自立しようとしています。自分で準備をしたり学習を進んで行っています。新しいことを知るのが楽しくて何にも意欲を感じます。二人目は産まれて1年で何も知らない所から生活や遊びの中で様々なことを覚えているのに驚きます。教えなくても日常の様子を見て真似していることが多いです。そうして大人になっていくので、私自身が大人として手本になれるようにもっと成長していきたいと思います。



竹内 菜美

新たな取り組み

今年は「挑」という事で、仕事は毎年新たな挑戦があるのですが、プライベート、生活習慣を変化させるという意味を込めています。早寝早起きや運動もそうですが、昨年はあまり参加できていなかった周囲の友人との輪も広げたいと思います。

友人もそうですがここ数年は家族・親戚など身内と過ごす時間も減っていますのでそういう時間も作りたいと思います。

まずは年末年始の暴飲暴食でなまりきった体を鍛え直すところから始めます。本年も宜しく御願い致します。



松尾 圭司



岡村税理士事務所 / 株式会社ミライズ
(旧: 株プラス・アルファ)

JR 神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りください。

